皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、八月七日午前十時三十五分御出門、つくば国際会議場において開催された二〇〇九アジアサイエンスキャンプを御訪問、併せて大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構を御視察のため、茨城県つくば市へ行幸啓、午後九時三分還幸啓になった。

官庁発表

官庁事項

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第一項の規定に基づき、平成二十一年七月三十日に、矢作川水系河川整備計画を策定したので、同条第六項の規定に基づき、策定した旨を公表する。

平成二十一年八月十二日

中部地方整備局長　富田　英治

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第一項の規定に基づき、平成二十一年七月三十日に、天竜川水系河川整備計画を策定したので、同条第六項の規定に基づき、策定した旨を公表する。

平成二十一年八月十二日

中部地方整備局長　富田　英治

公告

諸事項

郡山区域農用地整備事業における土棚換地区の換地計画の公告

独立行政法人森林総合研究所から認可申請があった郡山区域農用地整備事業における土棚換地区の換地計画を適当とする旨決定したので、独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号。以下「法」という。）附則第11条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第８条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和49年法律第43号。以下「旧公団法」という。）第23条第２項において準用する土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の２第４項において準用する同法第８条第６項の規定に基づき公告し、換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定について、法附則第11条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧公団法第23条第２項において準用する土地改良法第52条の３第１項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議を申し出ることができる。

平成21年８月12日

農林水産大臣　石破　　茂

1　縦覧に供すべき書類の名称
　郡山区域農用地整備事業における土棚換地区の換地計画書の写し
2　縦覧期間
　平成21年８月13日から平成21年９月９日まで
3　縦覧場所
　福島県郡山市事務所

郡山区域農用地整備事業における柳橋２換地区の換地計画の公告

独立行政法人森林総合研究所から認可申請があった郡山区域農用地整備事業における柳橋２換地区の換地計画を適当とする旨決定したので、独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号。以下「法」という。）附則第11条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第８条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和49年法律第43号。以下「旧公団法」という。）第23条第２項において準用する土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の２第４項において準用する同法第８条第６項の規定に基づき公告し、換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定について、法附則第11条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧公団法第23条第２項において準用する土地改良法第52条の３第１項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議を申し出ることができる。

平成21年８月12日

農林水産大臣　石破　　茂

1　縦覧に供すべき書類の名称
　郡山区域農用地整備事業における柳橋２換地区の換地計画書の写し
2　縦覧期間
　平成21年８月13日から平成21年９月９日まで
3　縦覧場所
　福島県郡山市事務所

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２１年（家）第４２５号
神奈川県川崎市川崎区渡田３―13―13サンバレー103
申立人　三上　保男
本籍静岡県富士宮市沼久保265番地１、最後の住所静岡県富士宮市山本266番地、死亡の場所静岡県富士宮市、死亡年月日平成20年11月推定10日、出生の場所静岡県沼津市、出生年月日昭和37年３月20日、職業不明
被相続人　亡　三上　祐仁
静岡県富士市伝法2867番地の１、事務所静岡県富士市伝法2878番地の20
相続財産管理人　弁護士　杉山　利朗
静岡家庭裁判所富士支部

平成２１年（家）第１６９号
静岡県静岡市葵区羽鳥５丁目２番20号
申立人　鷲巣　正司
本籍静岡県藤枝市岡部町桂島310番地２、最後の住所静岡県藤枝市岡部町桂島310番地の２、死亡の場所静岡県藤枝市、死亡年月日平成21年２月15日、出生の場所静岡県志太郡岡部町、出生年月日昭和31年４月22日、職業塗装工
被相続人　亡　鷲巣　　保
事務所静岡県焼津市駅北４丁目１番18号
相続財産管理人　岩田　州生
静岡家庭裁判所島田出張所

平成２１年（家）第１８５８号
京都市上京区元誓願時通大宮西入元妙蓮寺町548番地・549番地合地
申立人　北尾　　陽
本籍京都市下京区西七条御領町66番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所京都市下京区、死亡年月日平成19年９月11日頃から20日頃までの間、出生の場所京都市下京区、出生年月日昭和22年８月28日、職業無職
被相続人　亡　山田　　滋
事務所京都市中京区御池通間之町東入　御池ビル３階　三木・伊原法律特許事務所
相続財産管理人　弁護士　加古　尊温
京都家庭裁判所

平成２１年（家）第９１０８号
北九州市小倉北区馬借３丁目１番10号
申立人　赤染　哲彦
本籍北九州市小倉北区片野新町１丁目２番、最後の住所北九州市小倉北区片野新町１丁目２番14号、死亡の場所北九州市小倉北区、死亡年月日平成20年３月６日、出生の場所大阪市北区、出生年月日大正９年12月14日、職業無職
被相続人　亡　石川　光子
事務所北九州市小倉北区魚町３丁目３番20号
相続財産管理人　梯　　輝元
福岡家庭裁判所小倉支部

平成２１年（家）第７８０号
福岡県京都郡みやこ町光冨911番地
申立人　山本　雅男
本籍福岡県京都郡みやこ町豊津955番地３、最後の住所福岡県京都郡みやこ町豊津2173番地、死亡の場所福岡県行橋市、死亡年月日平成21年５月５日、出生の場所福岡県鞍手郡宮田村大字宮田番地不詳、出生年月日明治45年２月16日、職業無職
被相続人　亡　髙津マサヱ
事務所福岡県行橋市中央２丁目６番５号司法書士久篠守生事務所
相続財産管理人　久篠　守生
福岡家庭裁判所行橋支部

平成２１年（家）第９０２９号
愛知県名古屋市緑区六田２丁目161番地クルーズスクエアー101号
申立人　吉田　敏和
本籍長崎市銭座町35番地、最後の住所長崎市西北町７番１―203号、死亡の場所長崎市、死亡年月日平成21年４月23日、出生の場所長崎市、出生年月日昭和３年８月11日、職業不詳
被相続人　亡　松田　　宏
長崎市小ヶ倉町２丁目398番地70
相続財産管理人　弁護士　福﨑　博孝
長崎家庭裁判所